

各市町村長 殿
(がん検診担当課所管)

青森県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

市町村におけるがん検診の精度管理水準の向上等の取組について (通知)

平素から、本県のがん対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、がん対策基本法第14条において、「国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、(中略)その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずる(後略)」とされています。また、第四期青森県がん対策推進計画においては、全体目標として科学的根拠に基づくがん検診の促進を掲げ、がん検診の受診率向上及び精度管理向上について、県、市町村及び検診機関等の具体的な取組の方向性を示しているところです。

この度、青森県生活習慣病検診管理指導協議会における評価・検討結果を踏まえ、市町村等が取り組むべき事項を取りまとめましたので、国の指針の遵守状況及び精度管理指標(市町村・集団検診機関のチェックリスト実施率及びプロセス指標)と併せて通知します。

貴市町村におかれましては、本通知を踏まえ、がん検診の精度管理水準の向上等に、より一層取り組むようお願いいたします。

記

- 1 添付資料
 - ① 別紙 1 : がん検診に関して市町村等が取り組むべき事項
 - ② 参考資料1 : 市町村別評価結果一覧表
 - ③ 参考資料2 : 指針に基づくがん検診について
 - ④ 参考資料3 : 精密検査の未受診と未把握の分類
 - ⑤ 参考資料4 : プロセス指標の意味と活用方法
 - ⑥ 参考資料5 : がん75歳未満年齢調整死亡率

- 2 特記事項
 - ・別紙2～10は、後日県庁ホームページに掲載します。掲載後、その旨お知らせします。
 - ・がん75歳未満年齢調整死亡率は、令和6年12月11日時点で未公表です。公表後、改めてお示しします。

担 当 : 健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課
がん対策推進グループ 主査 種市
電 話 : 017-734-9216 (直通)